

第3章 都市づくりの基本方針

第1章で設定した目標の達成に向けた都市づくりの基本方針を、以下の4つの項目に区分して示します。

3-1 土地利用の方針

3-2 都市施設の整備方針

- 道路・交通施設
- 公園・緑地
- 下水道
- 河川
- その他の都市施設
- 市民協働による取組

3-3 都市環境及び都市景観形成の方針

- 都市環境
- 都市景観

3-4 安全・安心な都市づくりの方針



3-1 土地利用の方針

市街地の低密度化を防止し生活利便性を確保するため、バスなどの公共交通を中心とする総合的な交通体系と連携し、立地適正化計画に基づき、地域の特性を考慮しつつコンパクトなエリアに居住や都市機能を誘導します。また、人口減少時代において適正な市街地規模を維持するため、市街化区域の見直しを検討します。

～コンパクト・プラス・ネットワークによる、 安全・快適で持続可能な市街地の形成を進めます～

1) コンパクトな市街地の形成

既存の都市基盤を有効に活用しながら、センターゾーンや地域生活拠点などを中心に必要な機能が集積し、ニューノーマルに対応する都市空間・生活圏が形成された集約型の市街地形成を図ります。

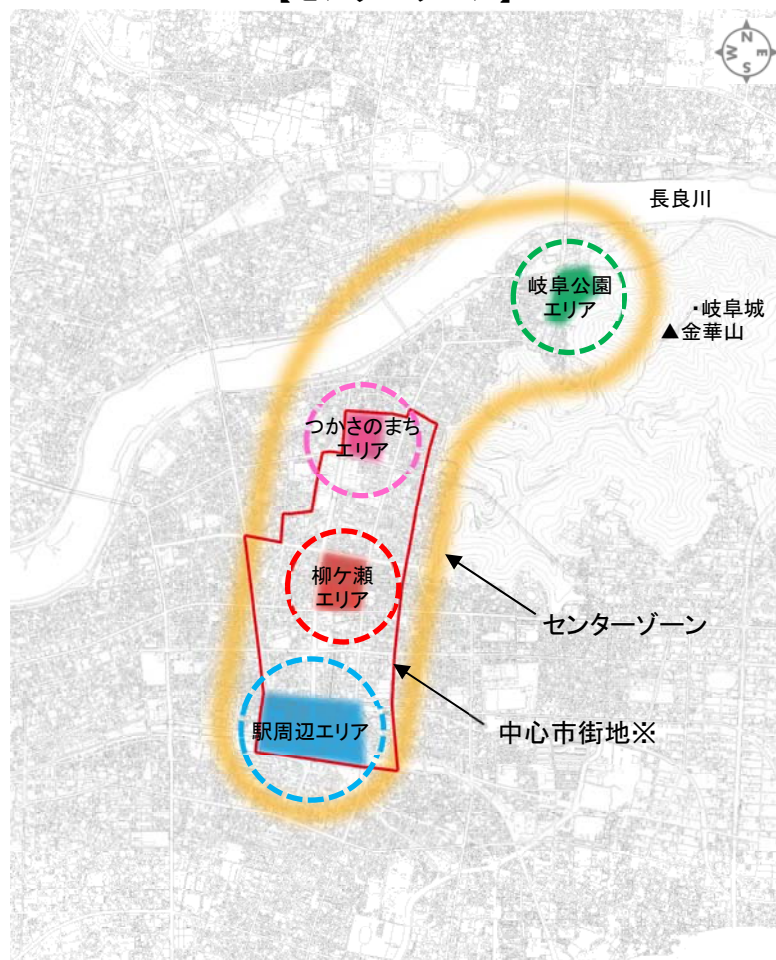
① センターゾーンにおける魅力ある都市空間の形成

岐阜駅周辺から岐阜公園までをつなぐ本市のセンターゾーンにおいて、魅力ある都市空間の形成を図ります。

岐阜駅周辺から柳ヶ瀬、つかさのまちにかけての中心市街地については、都心拠点としてまちの魅力となるコンテンツの創出や回遊性の向上、まちの居住者の確保などに取り組み、本市及び周辺都市の中心となる持続可能なまちとします。

岐阜公園周辺では、金華山・長良川などの自然や、岐阜公園・岐阜城などの地域資源を活かしながら、交流を生み出す都市空間の形成を図ります。

【センターゾーン】



※中心市街地：(3期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の区域

(i) 商業の活性化

柳ヶ瀬の商業地としての再生に取り組みます。そのために必要となる都市空間や交通環境などの形成を進めます。また、遊休不動産などの空間資源や歴史・文化などの地域資源を活用したりノベーションまちづくりなどに取り組み、まちの魅力となるコンテンツの創出を図ります。

(ii) 高度で多様な都市機能の集積

本市及び周辺都市の中心として、日常生活に必要な都市機能に加え、エリアの個性を際立たせる高度で多様な都市機能の集積を図ります。そのため、駅周辺エリアや柳ヶ瀬エリアにおいて市街地再開発事業による土地の高度利用などを進めるとともに、既存施設の維持や利活用のほか、商業施設や公共公益施設などの立地誘導を図ります。

(iii) まちなか居住の推進

中心市街地において、民間事業者などによる住宅の供給を促進し、日常の消費を支え、地域コミュニティの維持に資する居住者の確保を図ります。

(iv) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成

官民のパブリック空間をウォークブルな人中心の空間へ転換し、民間事業者などと連携しながら「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを形成します。

② 地域生活圏、地域生活拠点の形成

普段の買い物や、自宅近くの診療所・病院での受診など、基本的な日常生活の範囲となる地域生活圏において、その核となる都市機能が集積する地域生活拠点の形成を図り、歩いて暮らせる生活環境の形成を図ります。

(i) 地域生活圏

地域生活圏は、自治会連合会の区域を最小単位とする日常生活における概ねの行動範囲で、その地域に暮らす人々が日常生活に必要な教育、商業、医療・福祉などの機能を共有するとともに、歴史・自然、地理的条件などからなるアイデンティティを有する圏域とします。



(ii) 地域生活拠点

地域生活拠点は、地域生活圏の拠点として、それぞれの圏域における日常生活に必要な都市機能の集積を図る地区とします。

地域生活拠点は中心市街地を除く地域生活圏について位置づけ、その担うべき役割を以下のとおりとします。

○日常生活に必要な都市機能が集積した場所（都市機能の集積）

地域生活拠点では、日常生活に必要な商業、医療、行政などの都市機能の集積を図ります。地域生活拠点にあることが望まれる機能・施設には次のようなものがあり、地域の状況や特性に応じて、維持又は誘導を図るべき機能・施設などを設定します。

【地域生活拠点の機能とその機能を担う施設など】

機能	機能を担う施設など	施設の例
行政機能	各種証明書などの発行、年金、福祉、児童福祉などの窓口業務の一部	行政事務所
地域コミュニティ機能	地域のコミュニティ活動の場	コミュニティセンター、公園など
交通機能	中心市街地、地域間を繋ぐ公共交通サービス	トランジットセンター、拠点バス停
商業機能	食料品を中心とする最寄品の購入	スーパー、ドラッグストア、商店街内店舗など
医療・福祉機能	内科、整形外科などの一次医療、介護保険関連施設	病院、診療所、地域包括支援センター、老人福祉センターなど
子育て支援機能	保育や子育て支援関連施設	保育所（園）、認定こども園、児童館・児童センター、子育て支援センターなど
金融機能	郵便局、広義の金融機能でコンビニATMを含む	銀行、信用金庫、JAバンク、郵便局など

○多くの人が公共交通などにより到達可能な場所（公共交通などでのアクセシビリティ）

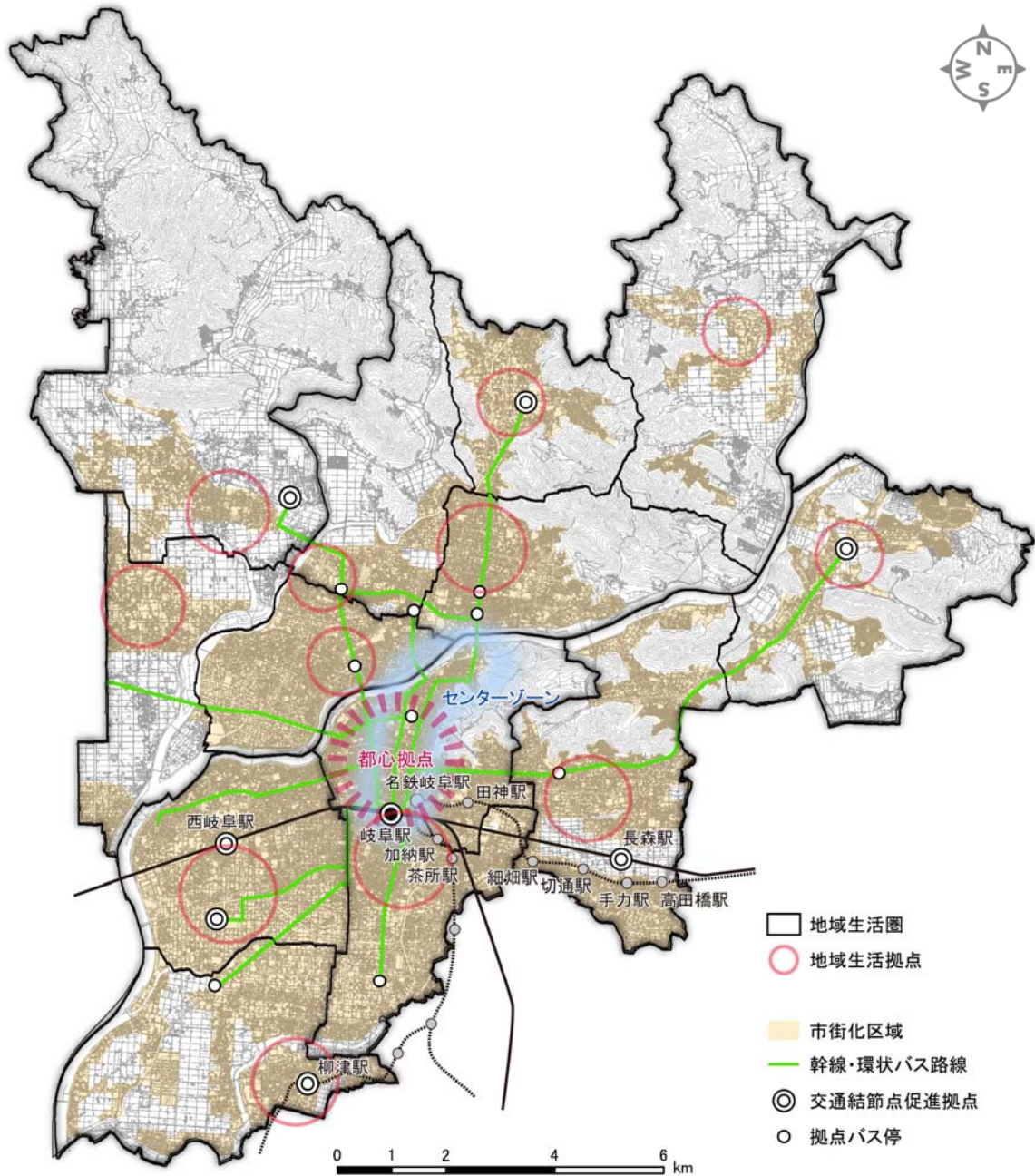
地域生活拠点は日常生活の核となる場所であることから、過度に自動車に依存することなく、高齢者などを含めた多くの人が到達可能であることが必要です。

○既存の都市基盤施設ストックを活用する場所（都市基盤施設のストック）

地域生活拠点においては、これまで形成されてきた都市基盤施設の有効な活用を図ります。

地域生活圏及び地域生活拠点の概ねの範囲は次のとおりです。

【地域生活圏及び地域生活拠点の概ねの範囲】



③ 交通施策と連携した居住の誘導

持続可能な都市の形成に向け、住宅については、鉄道又は幹線バスを徒歩などで容易に利用することができる、公共交通の利便性が特に高い地域への誘導を図ります。

なお、「公共交通の利便性が特に高い地域」の目安を次のように設定します。

- ・ 鉄道駅から半径 1km の範囲
- ・ 幹線バス路線から 500m の範囲

④ 大規模集客施設・公共公益施設の適正立地

都市機能の均衡ある配置を目指し、特に都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設について、特別用途地区（大規模集客施設立地規制地区）などによる立地規制を図るとともに、都心拠点又は地域生活拠点内への適正な立地の促進を図ります。

また、主要な公共公益施設（病院、社会福祉施設、学校など）については、立地適正化計画と連携し、都心拠点又は地域生活拠点への立地を基本として適正な立地の促進を図ります。

2) 都市の活力と魅力を向上させる機能の強化

本市の都市としての活力や魅力を向上させるため、各拠点の機能の強化を図ります。

① 拠点における都市機能の強化

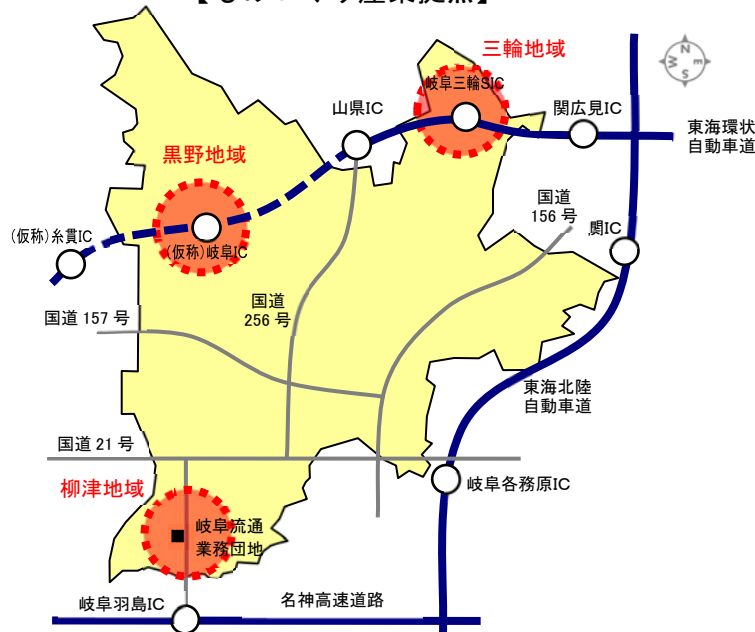
本市の活力と魅力の向上を先導する拠点として、都心拠点のほか、立地特性にあわせて産業・流通、観光・コンベンション、学術・研究などの特定の機能を中心とした都市機能の集約拠点を形成するとともに、それぞれの機能の強化を推進します。

② 新たな産業拠点の形成

高規格道路などのインターチェンジ周辺や学術・研究拠点など、地域の特性を有効に活用できる区域において、土地利用規制などの調整を図り、企業誘致や産業振興を展開し、新たな産業拠点形成を促進します。

- ・岐阜流通業務団地周辺の柳津地域は、広域道路ネットワークによる交通利便性を活かし産業の集積を図ります。
- ・東海環状自動車道の岐阜三輪スマートインターチェンジ周辺の三輪地域は、高規格道路へのアクセスを生かし、産業の集積を図ります。
- ・（仮称）岐阜インターチェンジ周辺の黒野地域は、東海環状自動車道及びインターチェンジの整備と合わせ、交通利便性を活かし、当該地域の特性を有効活用した産業の集積を図ります。

【ものづくり産業拠点】



3) 良好な居住環境の形成

人口構成の変化や市民のライフスタイルの多様化などに対応しながら、地域の特性に応じて良好な居住環境の形成を図ります。

① 中心部や周辺部などにおける居住の誘導

(i) 中心市街地及び市街地（中心部）での住宅供給の促進と居住環境の質の向上

中心市街地及び市街地（中心部）においては、市街地再開発事業などにより、良質な都市型共同住宅の供給の促進を図ります。また、中心部における高度で多様な都市サービスを多くの人々が享受できるよう、公共交通の利便性の向上にあわせて、居住者の生活を支える様々な機能の立地促進を図るとともに、地域包括ケアなど医療・介護・福祉、子育てに関する施策との連携などを推進し、居住環境の質の向上を図ります。

(ii) 市街地（周辺部及び公共交通の利便性が特に高い地域）での居住環境の保全・整備

徒歩や自転車で公共交通にアクセスしやすい地域に居住を誘導し、良好な居住環境の形成を図ります。

鷺山中洲地区など、都市基盤が不十分で、良好な居住環境の整備が必要な地区については、土地区画整理事業などを実施することにより、道路や公園などの公共施設と良好な住宅地の計画的かつ一体的な整備を図ります。

② 郊外部における居住環境の維持

幹線道路の整備により中心市街地からのアクセスが向上した地区や地域生活拠点周辺などにおいては、ゆとりある低層住宅地としての良好な居住環境の保全及び形成を図ります。

住宅と農地が近接している地区については、農地を保全し、自然環境を活かした住まい方ができるよう努めます。

公共交通軸沿線以外の郊外住宅団地や、市街化調整区域における既存集落地などについては、急激な人口密度の低下による著しい居住環境の悪化が生じないように、移動手段やコミュニティの存続に必要な機能の確保に努め、居住環境の維持に取り組みます。

4) 自然環境との調和と美しい景観づくり

自然環境との調和や美しい景観づくりを実現するため、必要に応じて土地利用の規制・誘導などを図ります。

① 自然環境の保全と共生

市街化調整区域では、無秩序な開発を抑制するとともに、土地利用の規制などによって自然環境を保全し、それらと共生する都市づくりを図ります。

② 美しい景観形成の推進

景観計画と連携しながら、自然・歴史・文化遺産などの地域資源の保全を図り、活用することで、都市の魅力を高める美しい景観づくりを推進します。

5) 防災機能の向上

災害に強い都市構造を構築するため、自然災害などに対する防災性の向上や、火災に強いまちの形成などに向けた土地利用の規制・誘導などに努めます。

① 自然災害などに対する防災性の向上

自然災害などによる災害の危険性が特に高い地域（いわゆる「災害レッドゾーン」）については、居住を誘導する区域から除外するなどの規制・誘導などを行うことにより、都市的な土地利用の抑制を図ります。それ以外の地域においては、当該地域の災害リスクの状況に応じた防災・減災対策を講じた上で、土地利用を図ります。

そのなかでは、集中豪雨などによる都市型水害や土砂災害などの被害を軽減するため、関係機関などと調整・連携を図りながら、警戒避難体制の整備や、土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく区域指定などのソフト対策、河川改修などの治水事業、砂防施設整備などのハード対策の充実に努めます。

また、洪水、土砂災害、液状化など各種災害リスクの可能性を検討し、ハザードマップなどを活用して情報提供を行うことにより、住民の防災意識向上を図るとともに、適正な土地利用への誘導を行います。

② 市街地の防災性の向上

市街地開発事業などとあわせた避難路・オープンスペースの確保や建築物の防火・耐震化の促進、防火・準防火地域の見直しによる建築物の制限など、地域の特性に応じた手法により火災などに対する防災機能の向上を図ります。

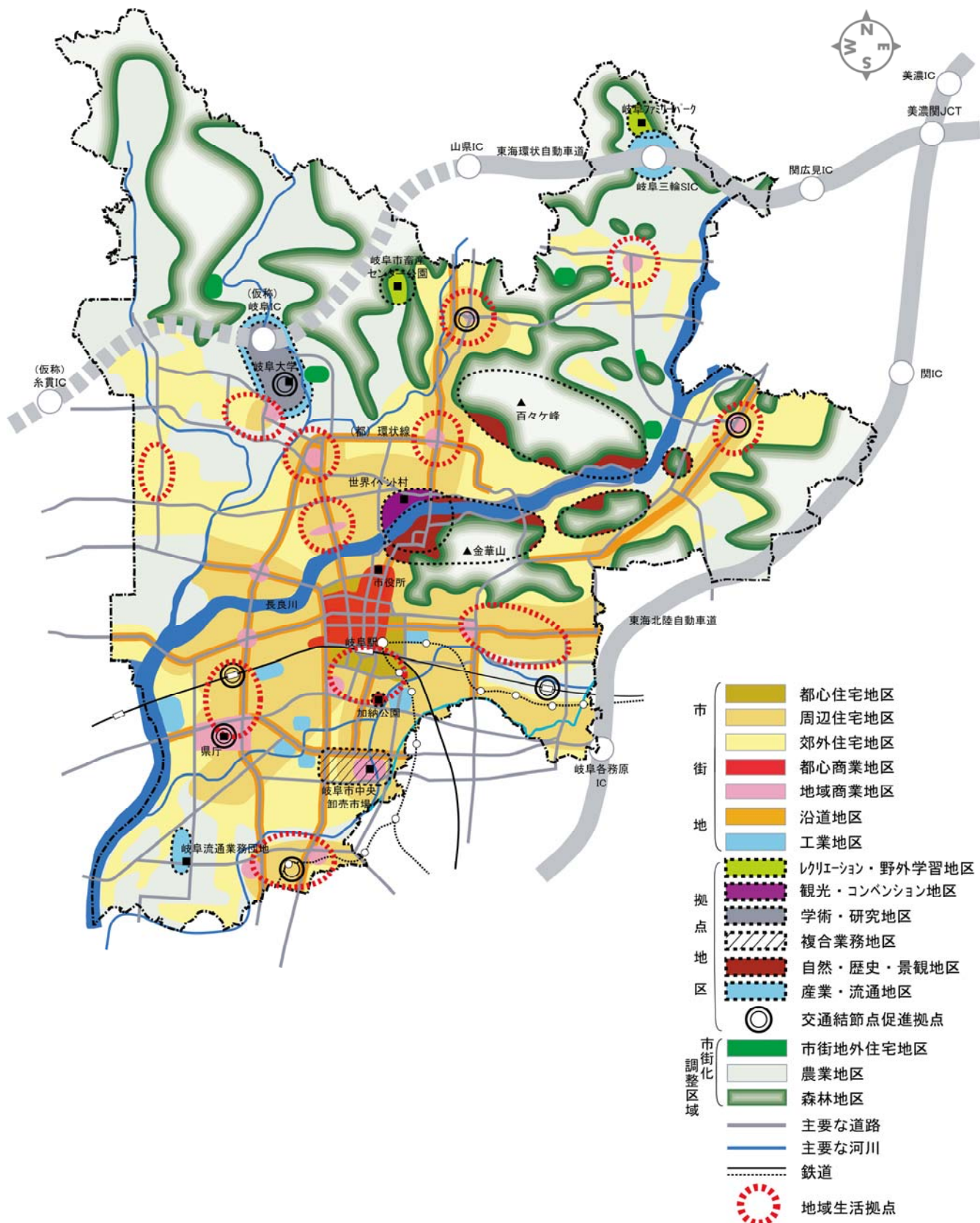
また、岐阜市建築物耐震改修促進計画に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進などにより、建築物などの耐震化の促進に努めます。

さらに、都市内部において、空き地・空き家などの低未利用ストックが時間的・空間的にランダムに、相当量発生することによる「都市のスポンジ化」や、スポンジ化の進行に伴う居住環境の悪化、災害危険性の増大などに対応するため、岐阜市空き家等対策計画と連携した管理不全な空き家の解消などを含め、空き地・空き家の活用などを促進します。

■地区別の土地利用方針

以上の土地利用の方針を踏まえ、各地区における住居系、商業系、工業系など土地利用の用途、及び各拠点配置は図のとおりです。

【土地利用方針図】



土地利用方針図に示す地区ごとの方針は以下のとおりです。

市街地

住宅地区	<p>都心住宅地区</p> <p>○中心部における高度で多様な都市サービスを多くの人々が享受できるよう、公共交通の利便性の向上にあわせて、居住者の生活を支える様々な機能の立地促進を図るとともに、地域包括ケアなど医療・介護・福祉、子育てとの連携などを推進し、生活環境の質の向上を図ります。また、コミュニティの形成にも努めながら、まちなか居住の促進を図ります。</p>
	<p>周辺住宅地区</p> <p>○中心部から周辺部に至る地域においては、徒歩や自転車で公共交通にアクセスしやすい地域に居住を誘導し、良好な居住環境の形成を図ります。</p> <p>○住宅用地、商業用地、工業用地が混在している地域においては、それぞれの環境阻害を軽減するよう、用途地域変更などにより土地利用の純化に努めます。</p> <p>○地場産業である、繊維、撚糸関係の工場の立地がみられる地域については、居住の環境を保全しつつ地場産業の保護を図ります。</p>
	<p>郊外住宅地区</p> <p>○幹線道路の整備により中心市街地からのアクセスが向上した地区や地域生活拠点周辺などにおいては、ゆとりある低層住宅地としての良好な居住環境の保全及び形成を図ります。</p> <p>○住宅と農地が近接している地区については、農地を保全し、自然環境を活かした住まい方ができるよう努めます。</p> <p>○公共交通軸沿線以外の郊外住宅団地については、急激な人口密度の低下による著しい居住環境の悪化が生じないように、移動手段やコミュニティの存続に必要な機能の確保に努め、居住環境の維持に取り組みます。</p>
商業地区	<p>都心商業地区</p> <p>○中心市街地において、都市全体が持続的に発展するためのエンジンであるセンターゾーンの一角として、商業、業務など多様で高次な都市機能のさらなる誘導を図ります。</p> <p>○まとまりのある市街地の形成に向けて、都市構造に大きな影響を与える商業施設などや公共公益施設の立地促進を図ります。</p>
	<p>地域商業地区</p> <p>○地域生活拠点などにおいては、地域特性に応じて、用途地域の見直しなどにより、日常生活を支える商業機能などの立地誘導を図ります。</p>
沿道地区	<p>○環状線など主要な幹線道路の沿道については、後背地の居住環境を保護しつつ、商業地区や地域生活拠点の機能集積に影響を及ぼさない規模・業態を前提に、沿道商業機能などの立地促進を図ります。</p>
工業地区	<p>○既存工業地は、周辺環境に配慮した土地利用の推進を図ります。</p>

拠点地区

レクリエーション・ 野外学習地区	○岐阜ファミリーパーク内のスポーツ施設、少年自然の家、岐阜市畜産センター公園内の芝生広場、ハイキングコースなどの各施設を活用して、レクリエーションや野外学習が体験できる拠点としての土地利用を図ります。
観光・ コンベンション地区	○長良川、金華山、鶺鴒、岐阜城などの優れた自然・歴史・文化資産を有する地区の周辺においては、今後ともその環境に配慮しつつ、資産を活かしたまちなか観光の推進など、観光地としての土地利用を図ります。 ○長良川国際会議場を含む世界イベント村周辺地区について、本市におけるコンベンション機能の中心としての土地利用を図ります。 ○鶺鴒大橋辺りから長良橋下流付近にかけてのエリアでは、治水安全度の向上のための河川整備を進めつつ、市民が活用する地域の交流の場とするとともに、観光客にも親しまれる場とすることを目指し、かわまちづくりを進めます。
学術・研究地区	○岐阜大学及び岐阜薬科大学周辺を学術・研究拠点として、先端技術産業などの誘致・育成を図ります。
複合業務地区	○岐阜市中央卸売市場を中心に、商業・業務系の土地利用の促進を図ります。
自然・歴史 ・景観地区	○金華山・長良川周辺地域などにおいて、本物の自然・歴史・文化遺産や緑・川が堪能できる拠点として、自然、歴史・文化資産などを保全・活用した都市づくりを推進します。
産業・流通地区	○岐阜流通業務団地周辺の柳津地域は、当該流通業務団地及び名神高速道路岐阜羽島インターチェンジへのアクセスを活かし、産業の集積を図ります。 ○東海環状自動車道の岐阜三輪スマートインターチェンジ周辺の三輪地域は、高規格道路へのアクセスを生かし、産業の集積を図ります。 ○（仮称）岐阜インターチェンジ周辺の黒野地域は、東海環状自動車道及びインターチェンジの整備と合わせ、交通利便性を活かし、当該地域の特性を活かした産業の集積を図ります。
交通結節点 促進拠点	○長森駅周辺や岐阜大学周辺など、主要な鉄道駅や主要な幹線バス停の乗り継ぎ拠点周辺では、生活に密着した拠点として、交通機能の向上・充実や利便施設などの維持・誘導を図ります。

市街化調整区域

市街地外 住宅地区	○市街化調整区域における計画的に開発された住宅団地などについては、既存ストックの活用により居住環境の保全を図ります。 ○また、公共交通などによる移動手段の確保や、コミュニティ維持に必要な機能の維持・保全を図ります。
農業地区	○市北東部や北西部、南西部、南東部の新荒田川周辺などに位置するまとまりある農地は、農業振興地域として保全を図ります。なお、地域生活拠点の形成に資するような施設などについては必要に応じて整備を図ります。 ○既存集落地については、移動手段やコミュニティの存続に必要な機能の確保に努め、居住環境の維持に取り組むとともに、その周辺においては、農地への蚕食的な開発の進展を抑制し、営農環境の維持に努めます。
森林地区	○金華山をはじめ、市の東部から北西部にかけて広がる森林の保全を図るとともに、それぞれの環境特性に応じ、自然と親しむ場としての活用を図ります。

3-2 都市施設の整備方針

将来都市構造の「軸」となる道路をはじめ、公園・緑地、下水道などの都市施設の整備に関する方針を示します。

3-2-1 道路・交通施設

交通体系と土地利用が連携した集約型都市構造の実現に向け、都市の内外を結ぶ幹線道路網などの整備を進めるとともに、バスを中心とした利便性と効率性の高い公共交通ネットワークの構築を進めます。

また、歩行者や自転車利用者が安全で快適に移動できる交通環境や道路空間の整備を進めます。特に中心市街地においては、歩行者や自転車利用者が安全に回遊できるよう、道路の利用環境の向上を目指します。

～集約型都市構造の骨格となる道路網の整備と

誰もが移動しやすい交通環境の形成を進めます～

1) 集約型都市構造を支える道路網の整備

都市の骨格を形成する幹線道路の整備を進め、集約型都市構造を支える道路網の形成を図ります。

① 集約型都市構造の骨格となる道路網整備

都市の骨格を形成する幹線道路として、都市や地域を結ぶ主要な道路（主要幹線街路）及び都市の骨格となる道路（都市幹線街路）を配置し、都市間、都心部と高規格道路インターチェンジ間、都心部と地域生活拠点間、地域生活拠点間相互を結び、集約型都市構造の骨格となる道路網を整備します。

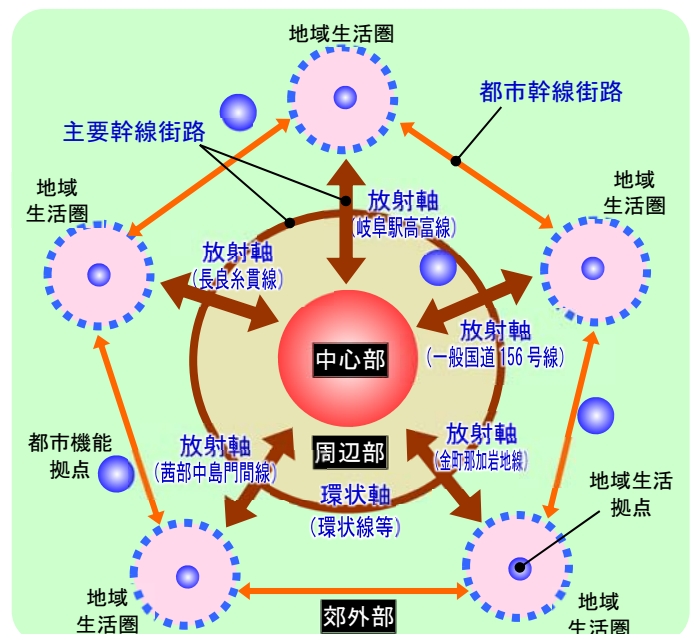
(i) 主要幹線街路の整備

周辺都市との連携を図るほか、中心部への通過交通の流入を抑制しながら地域間の交通円滑化を図るため、(都)環状線などの環状軸及びこれに接続する主要な放射軸を主要幹線街路に位置づけ、(都)一般国道156号線や(都)岐阜駅高富線、(都)茜部中島間線、(都)金町那加岩地線、(都)長良系貫線などの整備を進めます。

(ii) 都市幹線街路の整備

主要幹線街路の機能を補完し、都市や地域間の円滑な移動を支え、都市のにぎわいを創出するため、都市幹線街路の整備を進めます。

【集約型都市構造と道路ネットワークのイメージ】



(iii) 道路網及び道路区域の見直し

人口減少や少子化・高齢化、環境問題、公共交通・自転車・歩行者への配慮などに対応した道路整備を進めるため、道路の役割を確認しつつ、都市計画道路を含めた道路網及び道路区域の見直しを進めます。

2) 持続可能な地域公共交通の構築

都市づくりと連携した持続可能な地域公共交通を構築します。

① 持続可能で利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成

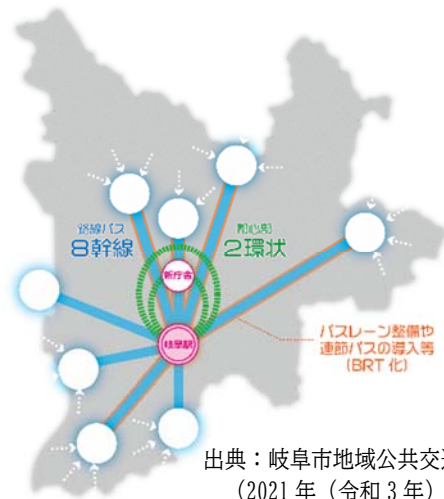
(i) 幹線軸（8 幹線・2 環状）の強化・路線再編

地域公共交通の骨格となる 8 幹線・2 環状の強化を図るとともに、地域公共交通網全体の路線再編を進めます。

【公共交通ネットワークイメージ】

8 幹線 岐阜駅とトランジットセンターを結ぶ地域公共交通の骨格を形成する路線

2 環状 JR 岐阜駅と新庁舎を結ぶ内側のループと、岐阜メモリアルセンターを結ぶ外側のループにより構成するまちなかの回遊を支える路線



出典：岐阜市地域公共交通計画
(2021年(令和3年)3月)

(ii) トランジットセンター・拠点バス停の検討

8 幹線・2 環状と、地域コミュニティ交通などをつなぐ交通拠点となるトランジットセンターや拠点バス停の検討を進めます。

このうち、長森駅周辺においては、交通広場や街路の整備などを検討します。

(iii) 持続可能なコミュニティ交通の推進

市民協働によるコミュニティ交通のさらなる横展開を図るとともに、効率化に向けた新たな制度、最新技術などの導入を含めた検討を進めます。

② 地域公共交通の利用促進

積極的に利用しなくなる利用者サービスの向上を目指し、利用者ニーズに応じた、様々な取組を進めます。

③ 新技術の活用による地域公共交通の支援

他の方針をサポートする技術として、公共交通への自動運転技術の活用など、新技術の活用に向けた取組を進めます。

このなかで、地域公共交通の利便性と持続可能性の確保を目指し、スマートシティぎふ推進プロジェクトの一環として自動運転技術の導入や、ICT を活用した MaaS の導入を進めます。

3) 都市の利便性や活力を支える交通環境の整備

リニア中央新幹線の整備効果を楽しみながら、広域的な連携や交流による都市の利便性や活力の向上を図るため、広域交通ネットワークの形成を進めます。

① 広域的な連携や交流を促進する交通環境の整備

(i) 広域道路（高規格道路・一般広域道路）の整備

広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路として、中京都市圏の連携強化や経済の活性化など、これからの都市づくりを進める上で不可欠な東海環状自動車道の整備を進めるほか、岐阜南部横断ハイウェイ及び名岐道路の整備の早期実現を推進します。

また、一般広域道路として、(仮称)岐阜羽島道路や(仮称)岐阜環状道路の整備の実現を推進します。

(ii) インターチェンジ

アクセス道路の整備

東海環状自動車道の整備に併せ、都心部からインターチェンジへのアクセス道路となる(都)長良系貫線、(都)折立大学北線、(都)環状線、(都)岐阜駅城田寺線、(都)岐阜駅高富線、(都)芥見太郎丸線などの整備を進めます。

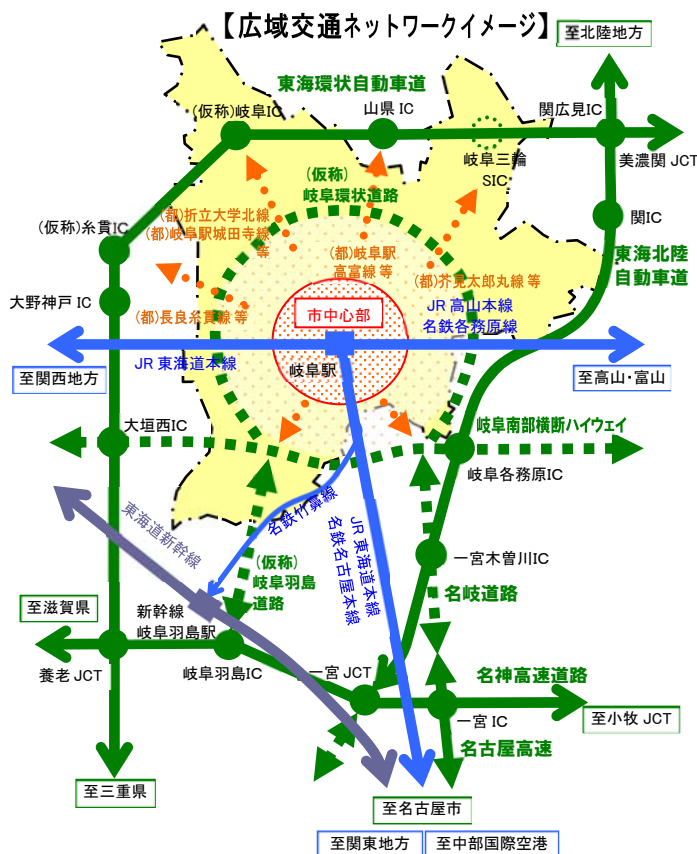
(iii) 鉄道の輸送力の強化と

交通結節点機能の強化

JR 東海道本線、高山本線及び名鉄名古屋本線、各務原線、竹鼻線など都市間移動の根幹を担う鉄道交通については、利用者の利便性向上を目指し、必要に応じて輸送サービスの強化を促すとともに、その他交通手段とのネットワーク機能の強化を進めます。

踏切除却による都市内交通の円滑化やまちの活性化を図るため、名鉄名古屋本線鉄道高架化事業を推進するとともに、同事業に伴い設置される加納駅と茶所駅の統合駅を中心とした区域において土地区画整理事業を実施し、利便性が向上した快適な都市づくりの実現に努めます。

また、岐阜駅周辺地区の整備を推進し、本市の顔となる地区としての機能向上を図ります。



4) 安全で便利な都市交通環境の向上

生活者の視点に立ち、また、歩行者や自転車利用者が安全に、快適に通行することがきる交通環境の整備に取り組みます。また、自動車や自転車などの駐車場については、戦略的な確保に努めます。

① 生活者の視点に立った交通環境整備

主要幹線・都市幹線街路に囲まれた区域内では、区域内の交通を効率的に集散するため、必要に応じ、補助幹線街路の整備を進めます。また、「クルマ優先」から「ひと優先」へシフトさせるため、ゾーン30プラスの設置のほか、児童生徒の安全を確保するため、通学路の交通安全対策への取組を進めます。

② 歩行者や自転車利用者に配慮した交通環境整備

(i) バリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づく重点整備地区に位置づけている JR 岐阜駅周辺地区をはじめ、多くの人々が利用する鉄道駅周辺や主要バス停周辺は、誰もが、安全・快適に、公共交通などを利用できるよう、アクセス道路のバリアフリー化などの整備を進めます。

主要な公共公益施設などについても、段差解消やスロープの設置、分かりやすいサインの整備など、ユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備を進めます。

バス車両については、交通事業者と連携して、引き続き超低床バスなど誰もが利用しやすい車両の導入を進めます。

(ii) 自転車の走行環境の整備

自転車は、自動車への過度な依存を低減させ、道路交通の円滑化のみならず、まちのにぎわいや健康増進につながる環境にも優しい交通手段として、さらなる利用促進を図ります。

そのために必要な自転車の走行空間の確保は、自転車利用者のみならず、歩行者の安全性向上にも繋がることから、特に自転車利用者や歩行者が多い岐阜駅周辺をはじめとする中心市街地などにおいて、自転車走行環境整備計画を踏まえ、自転車の走行環境の整備を進めます。

(iii) 歩いて楽しい道づくり

都市の骨格をなす幹線道路については、市民や来訪者が歩いてみたくなるような美しく快適な歩行空間が形成されるよう、歩道の連続性を確保するとともに、街路樹などによる緑化、無電柱化などの整備を進めます。

歴史や文化、自然など地域固有の魅力を活かした道づくりを進めることとし、特に中心市街地では「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組みます。また、金華や加納地区などでは、歴史や文化などに触れられ、ゆったりとした時間を楽しむことができるような魅力ある都市づくり・道づくりを進めます。

③ 戦略的な駐車場施策の推進

(i) 中心市街地の駐車場対策の推進

岐阜駅周辺地区及び柳ヶ瀬地区などの中心市街地については、現状及び将来の駐車需要などを踏まえ、都市づくりと連携した計画的な駐車場対策の推進に努めます。

また、駐車需要を発生させる建築物に対し、地域の特性を踏まえた適正な駐車場の設置及び管理を、駐車場附置義務条例により義務付けます。

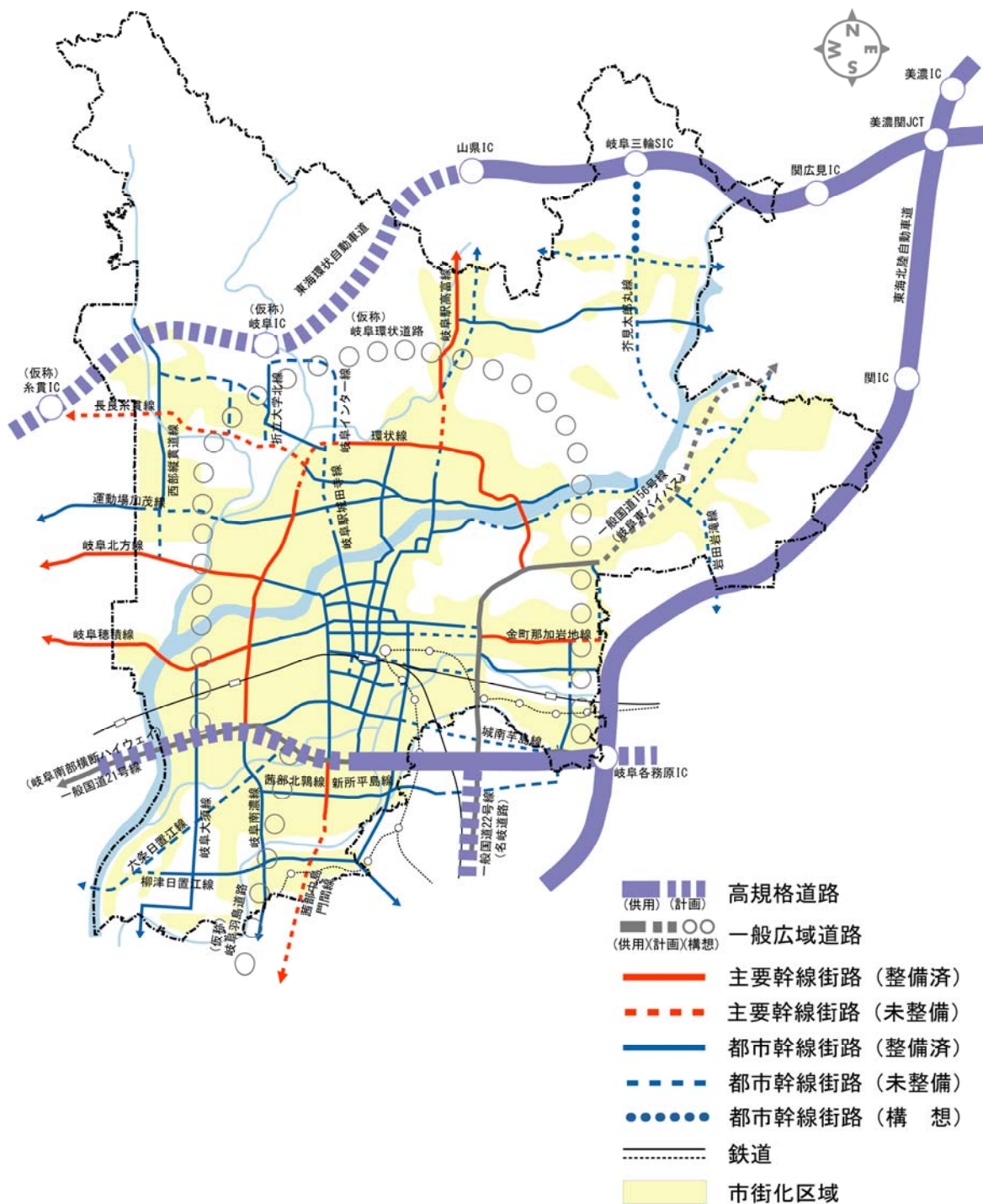
(ii) 自転車等駐車場対策の推進

中心市街地や主要な鉄道駅周辺においては、総合的な自転車等駐車場の整備や路上駐車防止対策を進めます。特に岐阜駅周辺など自転車利用者が集中する地区においては、総合的に駐車対策に取り組むこととし、自転車等駐車場の整備や放置禁止・規制区域の導入に加え、自転車等駐車場附置義務条例による自転車等駐車場の設置の義務付けなど、地域と行政が一体となった施策の推進に努めます。

④ 出かけたくなるまちの創出

“「健幸都市ぎふ」出かけて健康になるまち”の実現に向け、スマートシティぎふ推進プロジェクトの実施を通じて、ICTやIoTなどの新技術を活用し、快適で連続的な歩きやすい空間の整備などによる歩きたくなる都市空間の形成や、MaaSの導入などによる気軽に外出できる移動手段の確保などに取り組めます。

【道路整備方針図】



序章
はじめに

第1章
都市づくりの
理念と目標

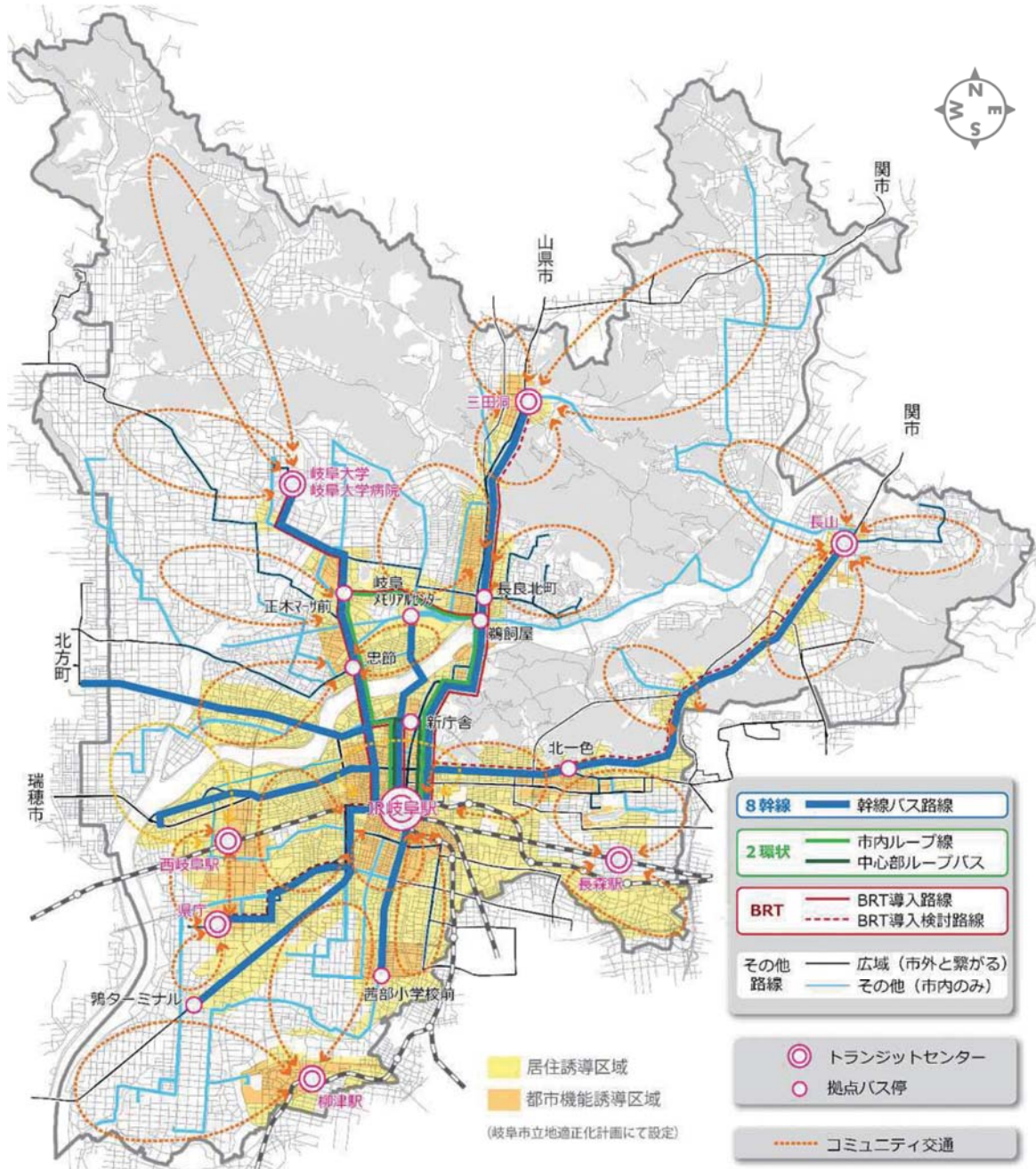
第2章
将来都市構造

第3章
都市づくりの
基本方針

第4章
地域別構想

第5章
今後の都市づくり
まちづくりに向けて

【公共交通ネットワークのイメージ】



出典：岐阜市地域公共交通計画（2021年（令和3年）3月）

3-2-2 公園・緑地

長良川、金華山に代表される恵まれた自然の緑や歴史・文化を後世に引き継いでいくとともに、県都にふさわしいにぎわいと魅力を演出する緑の創出や、市民の生活環境を支える緑の量的・質的向上を市民と行政が一体となって進めていくことにより、潤いのある快適な都市空間の形成を図ります。

～「清流と深緑の山々に恵まれ、 緑とともに暮らす快適都市 岐阜」の実現を目指します～

1) 都市の骨格となる緑地の保全・整備

本市の自然環境を構成する主要な緑地の保全を図るとともに、センターゾーンでの緑化や拠点的な公園・緑地の整備を図ります。

①骨格を形成する自然の緑地の保全

長良川、金華山、百ヶヶ峰及び舟伏山一帯や市街地周辺の山々について、風致地区の指定を継続することなどにより、骨格的な緑となる森林などの保全を図ります。

②都市の緑の骨格軸の形成

岐阜駅周辺から岐阜公園までをつなぐセンターゾーンにおいて、公共空間の民有地の緑化を推進するとともに、中心に位置する柳ヶ瀬については、市街地再開発事業やリノベーションまちづくりなどのにぎわいの創出に向けた取組と合わせ、金公園をはじめ来訪者が憩えるオープンスペースを創出します。

③拠点的な公園・緑地の整備

(i) 緑地拠点などの整備

公園の一部が史跡「岐阜城跡」に指定されている岐阜公園では、信長公居館跡などの歴史的価値を伝えるとともに、憩い・学習・交流などの拠点となる本格的な歴史公園として再整備を進めます。本市のセントラルパークである金公園や、岐阜ファミリーパーク、岐阜市畜産センター公園についても再整備を進めます。

岐阜メモリアルセンターなどの都市基幹公園をはじめ、境川緑道公園、北西部運動公園などの規模の大きな公園は、スポーツ・レクリエーション需要の変化や、防災機能の強化、ユニバーサルデザインの導入など多様なニーズに対応しながら、老朽化施設の改修を図るなどの機能の更新を進めます。

この他の公園・緑地を含め、岐阜市立地適正化計画や岐阜市公園再生計画に基づいて地域に適した公園整備や維持管理を図るほか、岐阜市公園施設長寿命化計画のもと、安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減を図りながら、改善が必要と判断された公園施設の適切な維持管理を行います。

(ii) 中心市街地の緑化

公共空間の緑化のほか、市街地再開発事業などとあわせたオープンスペースの緑化や建築物の壁面緑化、屋上緑化を進めます。

官民一体となった緑化を積極的に進めるため、中心市街地の一帯を緑化重点地区に位置づけるとともに、都市緑地法に基づく緑化地域制度、市民緑地制度及び緑化施設整備計画認定制度などの法制度を導入することを検討します。

2) 地域の緑地の保全・整備

身近な緑地を保全・整備することにより、雨水の貯留浸透機能や災害時の避難場所の確保などを図りながら、安らぎや潤いのある生活環境の形成を図ります。

①地域生活圏の形成に配慮した公園・緑地の整備

地域の身近な公園・緑地は、既設公園の配置や誘致距離、周辺環境などから公園の必要性を検討し、地域の個性ある景観づくりなどに配慮しながら整備や活用を進めます。

公園の整備にあたっては、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた岐阜市立地適正化計画や公園の再生に向けた計画、公園における安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減を図りながら適切な維持管理を行う「公園施設長寿命化計画」などに基づき、整備や維持管理について検討します。

②身近な緑地などの整備

(i) 公共施設の緑化推進

地域生活拠点をはじめ鉄道駅周辺などの各地域の主要な地区においては、周辺道路などの重点的な緑化に努め、民有地の緑化推進とともに、各地域の個性や魅力を演出する景観形成を図ります。

また、公共施設敷地の緑化を進め、市街地内の緑の増加に努めます。

(ii) 民有地の緑化推進

民有地の緑化を支援する各種緑化助成制度について利用を促進するとともに、市民のニーズを把握しながら、適切な制度見直しなどの充実を図り、住宅地、商業地及び駐車場などの緑化の促進を図ります。

(iii) 郊外部などにおける一団の農地の保全・活用

市街化調整区域に広がる農地は、農業振興地域、農用地区域として保全を図るとともに、市民が農とふれあう場として活用を進めます。

また、市街化区域内農地の保全・活用に向けて、生産緑地地区などの活用を検討します。

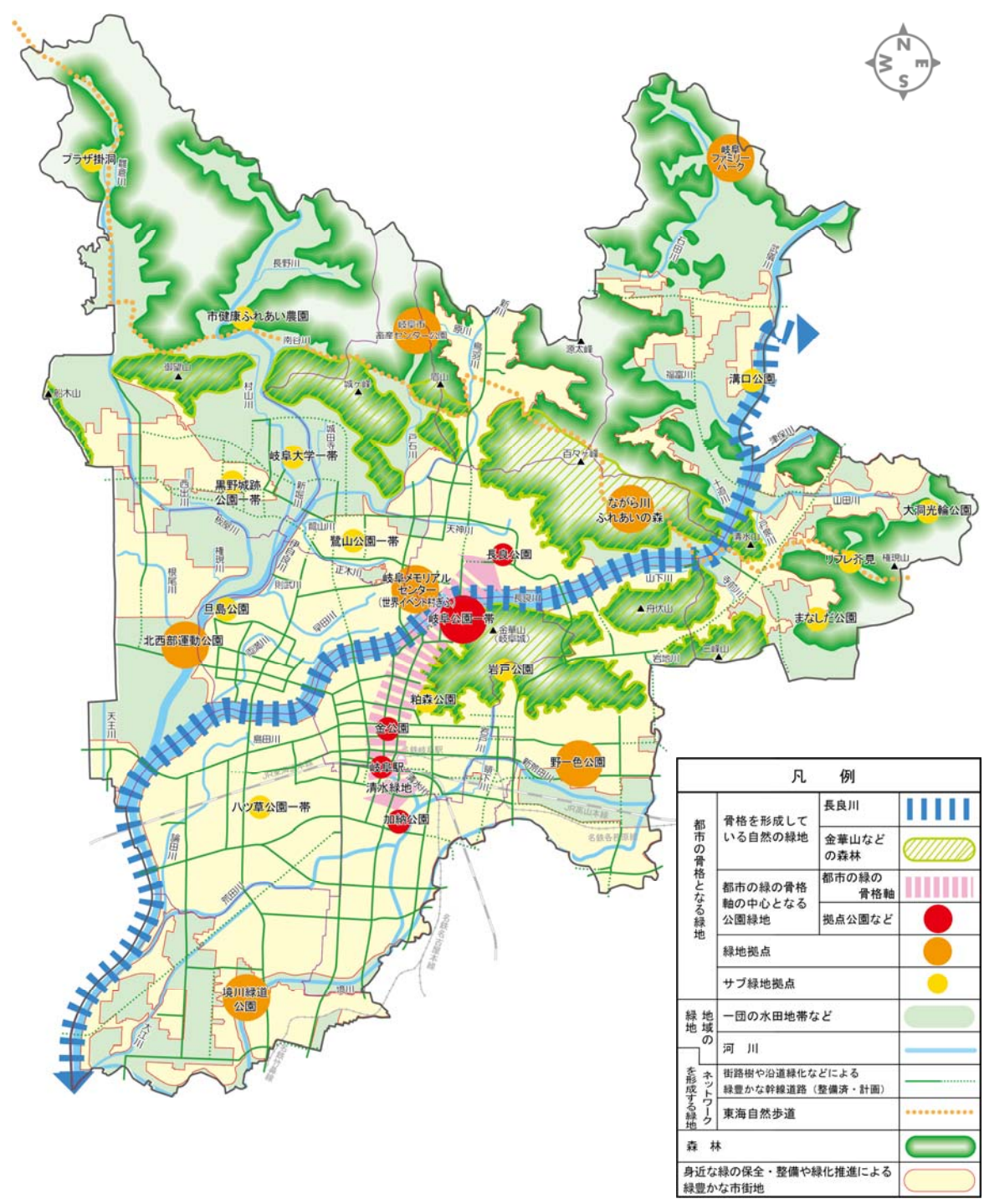
3) ネットワークを形成する緑地の保全・整備

水と緑のネットワークを形成し、都市の魅力の創出を図ります。

① 水と緑のネットワークの保全と形成

個々の公園・緑地を有機的に結びつけ利用を高めるため、道路や河川などにおいてグリーンインフラの取組を進め、水と緑のネットワークの形成を図ります。道路においては、幹線道路網の整備とあわせた街路樹などによる緑の連続化を図り、快適で潤いのある歩行者空間を創出します。

【公園・緑地整備方針図】



3-2-3 下水道

衛生的で快適な生活環境や循環型社会の形成を目指し、下水道の整備を効率性及び採算性を考慮の上、地域の実情に応じて進めます。

～衛生的で快適な生活環境の形成を進めます～

1) 汚水処理の推進による生活環境の改善

汚水の適切な処理を行うことで生活環境の改善を図るとともに、循環型社会の推進に取り組みます。

① 効率的な下水道整備の推進

(i) 計画的な下水道整備

居住環境の改善、公衆衛生の向上や河川などの水質保全を目的として進めてきた市街化区域における下水道（汚水）の整備は、概ね完了しています。

市街化調整区域については、下水道による汚水処理が効率的である区域のうち、採算性の高い地域の整備を検討するとともに、その他の地域においても地域の実情に応じた汚水処理の方法を選び、生活環境の改善、水質の保全などを効率的に進めます。

また、内水氾濫対策として、下水道（雨水）の整備を進めます。

(ii) 下水道の機能維持

下水道の処理機能を維持するため、施設の適切な管理や、老朽施設の改築・更新を計画的に進めます。

伊勢湾の水質を改善するために、下水道に求められる役割が大きいことから、下水処理場の改築・更新時に併せてより性能の高い高度処理方式とし、処理水質の向上に取り組みます。

下水道は、水道・電気・ガスと同様、日常生活に必要不可欠なライフラインであり、災害時においてもその機能が維持されるよう、耐震性の向上、施設の耐水化及び停電対策に取り組み、災害に強い下水道の整備を進めます。

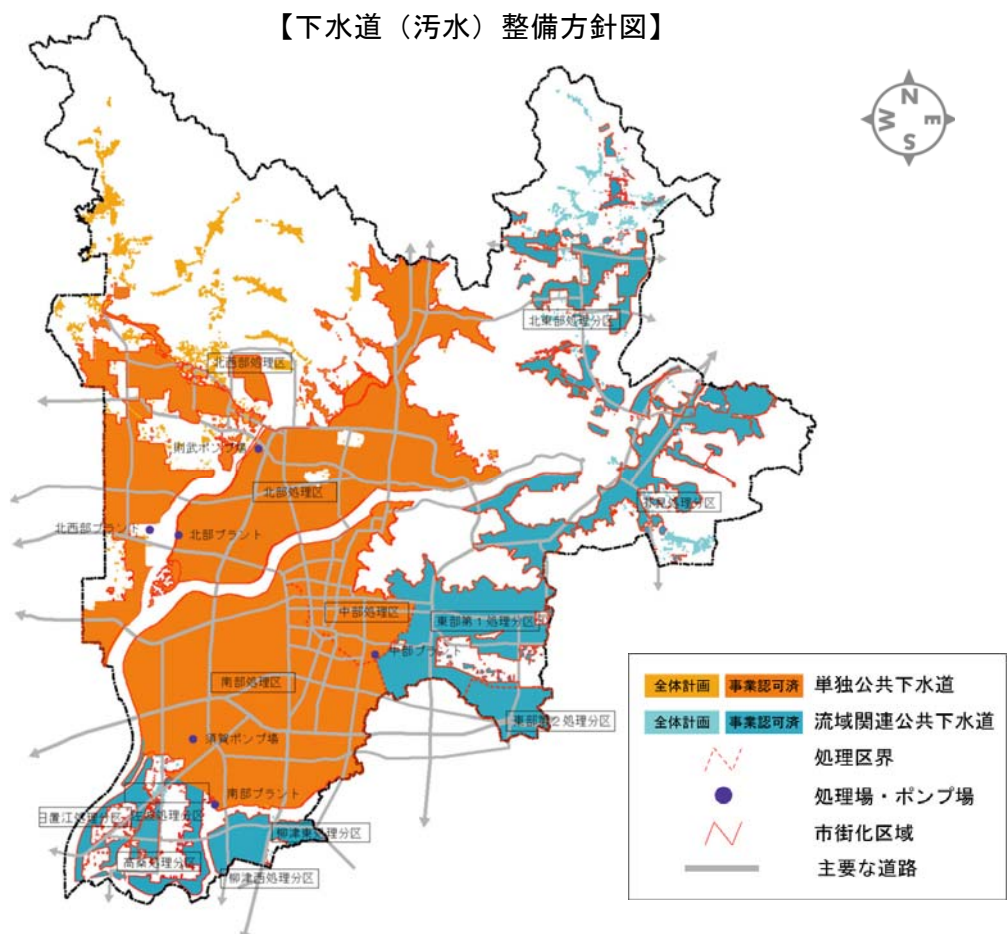
② 循環型社会の推進

処理場で発生する下水汚泥や処理水などは、豊富な資源やエネルギーを有しているため、その資源やエネルギーを社会活動において再利用し環境負荷を軽減するなど、循環型社会の再構築に向けて有効活用を図ります。

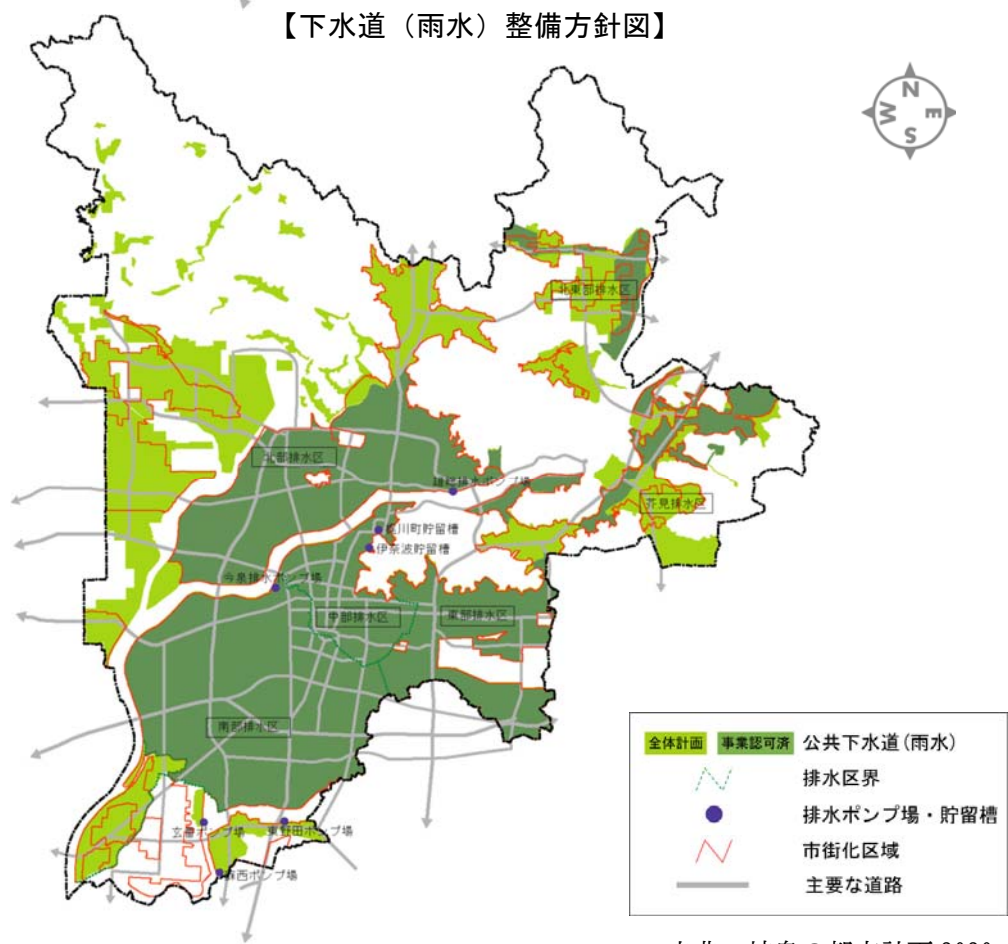
下水汚泥の焼却灰は、りんを回収して肥料としたり、建設資材を生み出すなど、有効活用を進めます。

下水処理水は、処理場において洗浄水や修景用水などに再利用することで、水資源の有効活用を進めます。

【下水道（污水）整備方針図】



【下水道（雨水）整備方針図】



出典：岐阜の都市計画 2020

3-2-4 河川

河川整備を重点的に進めるとともに、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考え方に立ち社会全体で洪水に備えるため、流域治水の考え方に基づく対策を進め、治水安全度の向上を図ります。

～総合的かつ多層的な対策による治水安全度の向上を進めます～

1) 治水安全度の向上

河川整備などによる治水安全度の向上を図り、水災害被害の防止・軽減に努めます。

① 治水対策の推進

(i) 河川整備の促進

長良川を含めた治水・利水・河川環境に関する国の木曾川水系河川整備計画や、境川圏域河川整備計画などの県の計画に基づいて、ハード対策とソフト対策を両輪とする治水対策を進めます。

(ii) 総合的かつ多層的な対策の推進

河川の改修や調節池、排水機場、下水道（雨水）の整備などとあわせ、流域内に雨水貯留・浸透施設などを設置することにより流域が本来有している保水・遊水機能を確保し、雨水の流出を抑制する流域対策の一体的な実施を図ります。

流域対策として、小中学校や公園など公共施設の敷地（グラウンド・校庭）を利用した流域貯留浸透施設の設置など、保水・浸透機能を維持・確保する対策を進めます。

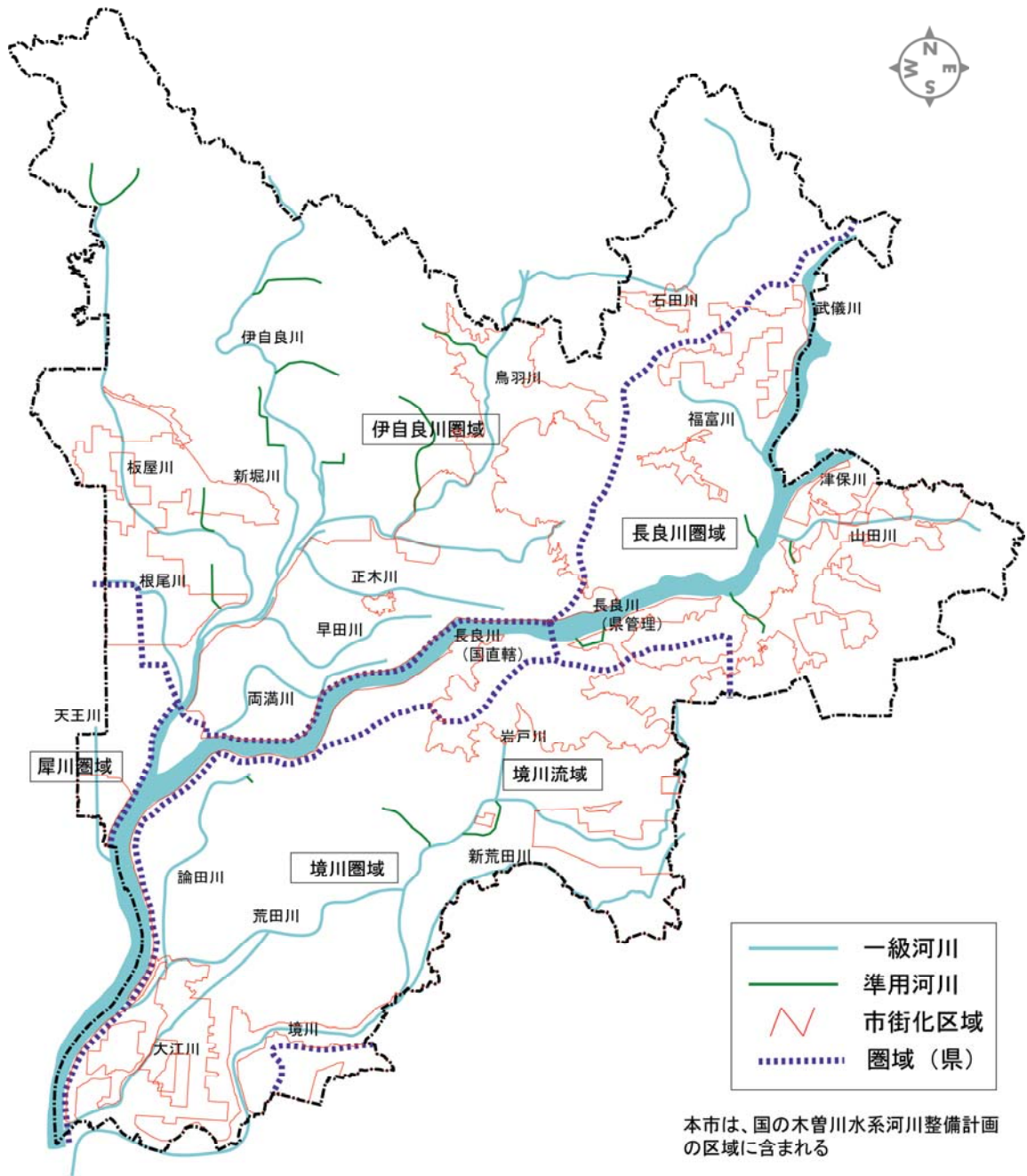
これらのほか、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水の推進を図ります。

【流域治水の施策（例）】



出典：「流域治水」の基本的な考え方（国土交通省）

【河川整備方針図】



序章

はじめに

第1章

都市づくりの
理念と目標

第2章

将来都市構造

第3章

都市づくりの
基本方針

第4章

地域別構想

第5章

今後の都市づくり・
まちづくりに向けて

3-2-5 その他の都市施設

都市施設であるごみ処理施設、し尿処理施設、市場、火葬場及び流通業務団地は、現施設の機能の維持管理・更新を図りながら、新たな施設の整備について検討します。

処理施設に関しては、循環型社会の構築、広域的な処理体制の充実のほか、エネルギー拠点や防災拠点としての役割などを考慮しつつ、岐阜市公共施設等総合管理計画や岐阜市一般廃棄物処理基本計画に基づきながら、施設の整備・更新・集約などを進めます。

～施設の維持・更新を効率的に行い、快適な都市環境を確保します～

1) ごみ処理施設

岐阜市リサイクルセンターは、施設の老朽化や処理能力不足が顕著であることから、岐阜市新リサイクルセンターを整備します。

掛洞ごみ焼却場、岐阜市東部クリーンセンター、岐阜市リサイクルセンターについては、適切な維持管理に努めます。なお、掛洞ごみ焼却場は、施設が老朽化しており、新たな施設整備を検討します。

2) し尿処理施設

岐阜市寺田プラントについては、適切な維持管理に努め、類似施設とともに、施設の整備・更新・集約などを検討します。

3) 市場

岐阜市中央卸売市場については、求められる機能が不足していることに加え、建築物やインフラが老朽化しており、施設の再整備が課題となっています。民間の資金・ノウハウなどの活用を検討しながら、再整備に係る事業費が過大にならないよう、施設の規模や整備内容について検討します。

岐阜市食肉地方卸売市場についても施設の老朽化が進んでいます。施設の耐用年数を考慮しながら、整備計画に基づく計画的な更新・修繕に努めます。

4) 火葬場

岐阜市斎苑については、現施設の機能の維持管理を図ります。

5) 流通業務団地

岐阜流通業務団地については、団地内における流通業務施設の敷地の有効利用を図ります。

3-2-6 市民協働による取組

都市施設の管理などに市、市民、事業者などが協働で取り組むことで、より良い生活環境の形成などを図ります。

～市民協働による地域の施設や環境の維持・管理などに取り組みます～

1) 地域の活動への支援

地域の環境については、地域が考え、守り、育てていくことを基本とし、市民・事業者が主体となった活動を支援していくための仕組みづくりを進めます。

2) 官民連携による取組の推進

地域の身近な公園などの施設を新設、再整備する際には、計画や施工の段階でワークショップなどによる地域住民の参加機会を増やし、公園などの施設に対する愛着心の向上を図ります。

公園、道路、河川あるいは森林など地域の緑の清掃や除草、花の植え替えなど、簡単な手入れについて、アダプト・プログラムへの参加団体の増進などにより、市民参加の促進を図ります。

市民協働の取組が継続的に実施されるよう、子どもたちに対する環境教育の充実や一般市民向けの講習会の実施などによる気運の維持・向上に努めます。

学校、地域など各方面におけるモビリティ・マネジメントを実施し、交通手段の選択肢を広げ、過度に自動車に依存する状態から公共交通や徒歩、自転車などを含めた多様な交通手段を適度に利用する方向へと自発的に転換していくことを促す取組を進めます。

地域公共交通については、その機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、市や市民、事業者、公共交通事業者が一体となって、地域の特性に応じた地域公共交通のネットワークの構築、良質な運送サービスの提供の確保などを図ります。

3-3 都市環境及び都市景観形成の方針

自然との共生や快適な生活環境づくりに関する方針や、本市の自然環境、歴史・文化などを生かした景観形成に関する方針を示します。

3-3-1 都市環境

自然と都市機能が調和・共生し、環境への負荷が小さい都市づくりを推進するため、市民・事業者・環境保全団体・行政が協働で取り組みます。

～多様な主体が協働した取組による

「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の創造を目指します～

1) 地球環境への負荷が小さい都市づくりの推進

地球環境への負荷が小さい都市とするため、自然環境の保全や共生を図るほか、脱炭素社会・循環型社会の形成に取り組みます。

① 自然環境の保全と共生

(i) 環境基本条例に基づく自然環境の保全

本市を象徴する豊富で清浄な水をたたえる清流長良川や、自然の姿をそのまま残す金華山、百ヶ峰などの山々の豊かな自然環境を岐阜市環境基本計画に基づき維持・保全するよう努めます。また、岐阜市環境基本計画を適宜見直すことにより、実情に即した環境配慮対策を進めます。

(ii) 生物多様性の保全

都市化の進展などにより、貴重な自然環境が減少していることを踏まえ、自然環境保全地区をはじめとした生物多様性の豊かな地区について、岐阜市生物多様性アクションプランに基づき計画的・積極的に保全します。また、岐阜市生物多様性アクションプランを適宜見直すことにより、自然環境の保全に努めます。

基盤整備においても、多自然川づくりを行うなど、生物多様性に配慮した都市づくりを進めます。

② 脱炭素社会・循環型社会の形成

地球温暖化対策実行計画と連携し、集約型都市構造への転換や公共交通が利用しやすい環境の整備などによって、脱炭素社会の実現を目指します。

また、産業廃棄物の適正処理の徹底やごみの排出抑制、プラスチックをはじめとする再生可能な資源の有効利用などにより、循環型社会を推進します。

2) 都市環境向上のための取組

都市環境の維持・向上を図るための取組を、市民とともに進めます。

① 生活環境の保全

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法などを適切に運用し、生活環境の保全に努めます。

市街地において緑化の推進、透水性舗装の整備などを推進するとともに、市街化調整区域では農地や山林の保全に努めることにより緑豊かで健全な水循環の確保を目指します。

② 市民による都市環境向上のための取組の推進

本市の恵まれた環境を将来の世代に引き継ぐため、環境教育を充実し、環境意識を高めることで、様々な環境問題に対し、全ての市民が自ら考え、主体的な行動を実践できるよう促します。

③ 「環境都市宣言」の実践

市民、事業者、環境保全団体、及び行政からなる全ての主体が、それぞれの役割を担い、環境教育をはじめとする積極的、自主的な取組を行い、協働することで環境保全を図ります。

生物多様性の保全や、循環型社会の構築など、より良い都市環境を守り育てていけるよう、環境保全に対する市民・事業者の意識高揚を促すとともに、市民が主役となる自然環境保全活動や自然ふれあい活動への支援を進め、活動の活性化を促します。

3-3-2 都市景観

金華山・長良川をはじめとした美しい“自然環境”や、道三・信長を語る岐阜城、中山道のまちなみといった“歴史・文化”、柳ヶ瀬や岐阜駅周辺などの新しい“まち（市街地）”の顔など、岐阜らしさを生かした景観づくりと、“地域の個性”を大切にしたい美しい景観づくりを進めます。

～「自然環境」「歴史・文化」などの

岐阜らしさを生かした景観づくりを進めます～

1) 自然環境が生きる景観づくり

本市が有する自然環境を生かした景観づくりに取り組みます。

① 豊かな自然景観の保全と形成

(i) 市街地を取り巻く自然景観の保全

金華山や城ヶ峰、百ヶ峰、舟伏山などの山々、長良川や伊自良川などの河川からなる自然環境・自然景観を保全し、市民が潤いや安らぎを感じられる景観づくりを進めます。

四季折々の美しい表情を持つ長良川や金華山、北部の山なみなどを楽しむことができる眺望景観の保全を図ります。

(ii) 郊外部における自然景観の保全

都市近郊にある身近な自然環境や、農地や里山、集落がおりなす田園景観・里山集落景観の維持・保全に努めます。

2) 歴史・文化が再生する景観づくり

歴史の掘り起こしと活用により、岐阜を語る歴史的・文化的な景観の形成を図ります。

① 歴史的・文化的な景観の保全と形成

岐阜らしい歴史的な景観を維持していくため、尾張徳川領の岐阜町や加納藩の加納町として発展した金華地区や加納地区、旧街道に残る町家、社寺・史跡などの景観資源の保全を図り、金華山などを背景にした美しいまちなみの形成を図るとともに、歴史的資源と調和した建物や通りの景観形成を図ります。

1300年以上の歴史を持ち、国重要無形民俗文化財に指定されている鶺鴒漁の舞台である長良川及びその周辺の地域において、文化的景観の保全と活用を図ります。

3) 都市が進化・発展する景観づくり

多様な都市機能が立地する中心市街地などにおいて、にぎわいや風格、魅力、個性、安全性、快適性などを創出し、岐阜らしさを感じられる景観形成を目指します。

① 新たな都市景観の創出

岐阜駅周辺では、岐阜市の玄関口として、にぎわいと品格のある県都の顔としての景観の創出を図ります。

鉄道駅やバス停、道の駅などでは、特にバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した景観形成を図ります。

長良橋通り、金華橋通り、玉宮通りなどのシンボルとなる道路においては、沿道と一体となった美しい景観形成を図ります。

市街地を流れる河川や水路については、市民が潤いと安らぎを感じることができる水辺景観や親水空間の復元・創出を図ります。

4) 地域の個性を生かした景観づくり

まちの成り立ちや地域特性を生かした岐阜ならではの景観形成を図ります。

① 地域固有の景観資源との調和

安全・快適な空間形成に努めつつ、地域固有の景観資源との調和を図り、市民が愛着と誇りを持てる景観形成を目指します。

5) 景観まちづくり施策の推進

岐阜らしく、美しい景観づくりを、各種法令に基づく手法などを用いながら、市民との協働で進めるとともに、景観を資源とする観光振興にも取り組みます。

① 景観形成へ向けた総合的な取組

岐阜市景観計画に基づく景観形成の取組を進めます。また、金華地区や金華山・長良川、中山道沿道など、景観形成上の重要な区域については「景観計画重要区域」に位置づけ、岐阜らしい良好な景観を保全・創出するために、施策や事業を積極的に講じていきます。

住宅団地や工場などにおいては、緑地協定の締結を促進することなどにより、緑豊かな環境の創出・保全を図ります。

このほか、地域の特性に応じて、都市計画法や景観法、文化財保護法などを効果的に運用しながら、景観形成に取り組みます。

② 市民との協働による景観まちづくりの取組

(i) 景観形成事業の推進

公共事業については、良好な景観形成のモデルとなり、景観に配慮した民間開発などが誘発されるような先導的な取組を行います。

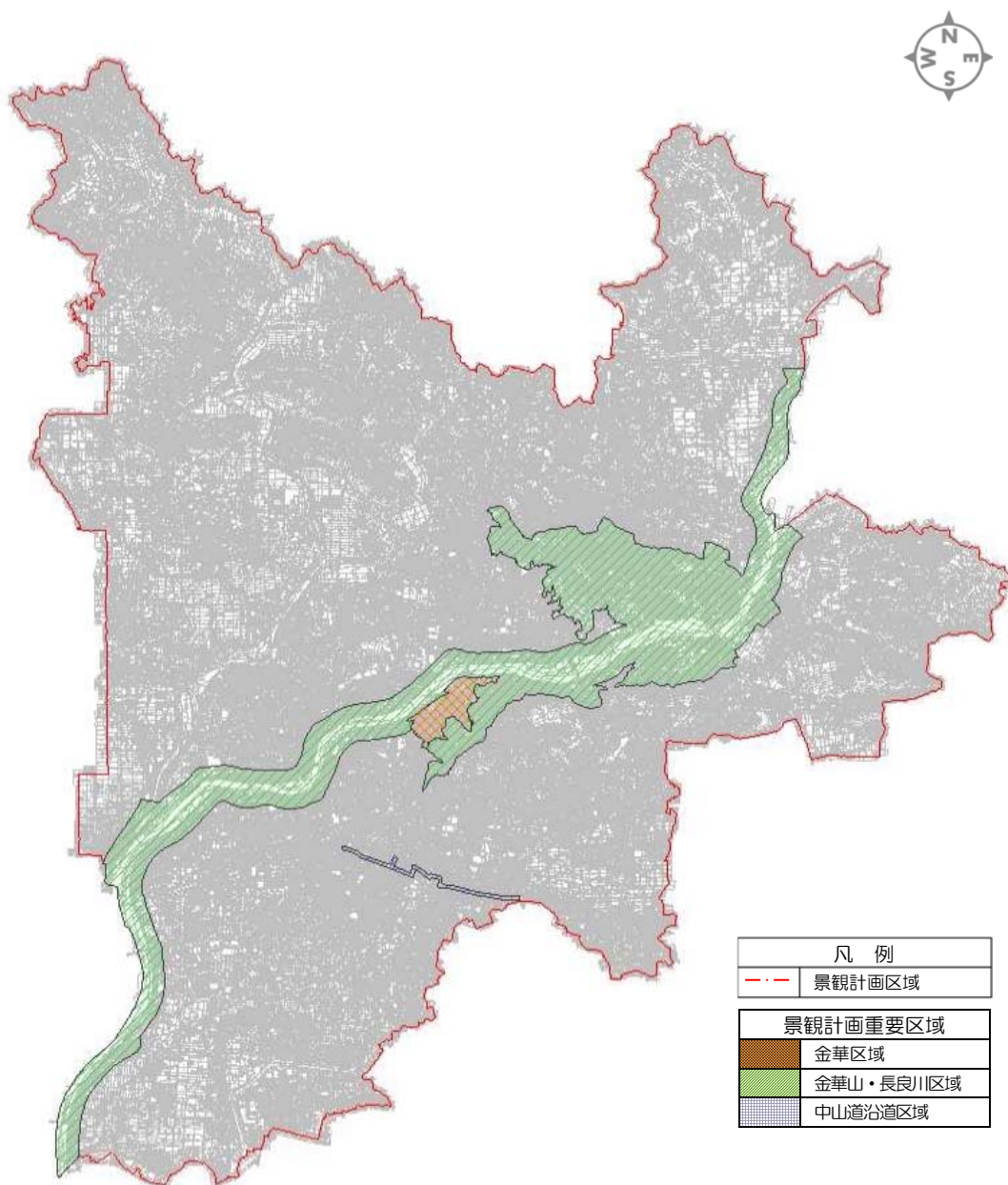
(ii) 景観まちづくりに対する普及・啓発・支援事業

市民や市民団体と連携した民間まちづくり会社が展開する様々な景観づくりに関する活動に対して、まちづくり公社やNPOなどの様々な団体とともに、専門的指導や助言体制を整備し、各種支援を行います。

③ 景観形成と合わせた観光振興の推進

本市には、歴史・文化、自然などを背景に持つ様々な観光資源があり、ぎふ長良川の鵜飼のように過去から脈々と受け継がれてきた“本物”や岐阜城の石垣のように新たに発見された“本物”があります。これらの資源の保全と活用による景観形成を行うとともに、観光振興の推進を図ることで、交流人口の増加を目指します。

【景観計画区域図】



出典：岐阜市景観計画（2019年4月1日施行）

3-4 安全・安心な都市づくりの方針

大規模自然災害に備え、災害に強い都市基盤の整備や、防災・減災の視点からの土地利用の規制・誘導方策の導入など、ハード・ソフト両面からの取組により「災害に強い都市づくり」を進めます。あわせて、自助・共助・公助の考え方を取り入れながら、市民と行政が協働して地域防災に積極的に取り組んでいきます。

また、誰もが生活しやすい都市の実現に向け、ユニバーサルデザインなどに配慮しながら、多くの人たちが安全・安心を実感できる都市づくりを進めます。

～災害に強い、安全・安心が実感できる都市づくりを進めます～

1) 災害に強い都市基盤の整備

災害による被害を防止・軽減するために必要な都市基盤の整備を進めます。



梶川町貯留槽(2014年完成)

① 防災拠点の整備

(i) 地域生活圏ごとの防災拠点の整備

災害時に広域避難場所などとなる都市公園の整備を進めるとともに、既存の都市公園についても、災害時に避難場所として活用できるよう、地域生活圏に配慮しながら防災機能の向上に努めます。

市が指定する避難所などについては、想定される洪水や土砂災害などの災害の種類、発生頻度、被害規模を評価した上で、災害時に避難者の安全を確保できるよう、適切な位置の選定や施設の整備などに努めます。また、避難所などの情報を地域住民に対し周知徹底します。

(ii) 拠点となる施設の防災能力の強化

災害時の避難・救援・救護といった応急活動の中核となる公共・公益施設について、耐震化・不燃化を進めます。民間施設についても、耐震化・不燃化の啓発に努め、防災能力の強化を進めます。

② 災害に強い市街地の形成

市街地では、地域の状況に応じて防火地域や準防火地域を指定・拡大し、避難路や延焼遮断帯の機能の向上に努めます。

火災発生時に被害が急速に拡大する可能性がある老朽木造住宅が密集する市街地においては、地区計画や市街地開発事業などの地域に適した手法の活用によって、細街路の拡幅、公園・オープンスペースの確保を図るとともに、建築物の不燃化を進め防災機能の向上に努めることにより、災害に強い市街地形成を進めます。

緊急輸送道路や重要物流道路、避難路などの災害時に通行を確保すべき道路については、沿道の建築物や道路、橋梁などの耐震性の向上などを促進し、都市の防災性の向上を図ります。

③ 災害発生時における都市機能の維持

道路については、災害時に避難、物資輸送、消防、救護などの活動を支えるにふさわしい規模・規格の確保を図ります。特に、道路や橋梁などの耐震性の向上を図り、緊急輸送道路や避難用道路などを確保し、災害発生時におけるネットワークが維持されるよう整備を進めます。

日常生活に不可欠なライフラインである上水道、下水道などについては、災害時においても、その機能が維持されるよう、耐震性の向上、施設の耐水化及び停電対策に努めます。

また、災害が発生した際には早期に復興を図ることができるよう、復興に関する体制や手順の事前検討、課題の事前把握などに取り組むよう検討します。

2) 総合的な治山・治水対策

洪水や土砂災害の被害を防止・軽減するため、総合的な治山・治水対策に取り組めます。

① 自然災害防止のための土地利用対策

主として市街化調整区域に位置する農地・森林については、都市計画法のほか、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などの土地利用に関する法令を適正に運用することにより保全に努め、水害・土砂災害などに対する防災機能の維持を図ります。

② 災害防止のための事業の推進

土砂災害対策として、土砂流出の防止や保水能力向上などのために森林の整備などの砂防・治山事業を進めます。

集中豪雨などによる浸水などの都市型水害への対策としては、河川や準用河川などの改修により、河川本体の安全性を高めるとともに、校庭における雨水貯留をはじめとした雨水貯留浸透対策に努め、河川流域内の保水・遊水機能の維持・確保を図り、総合的な治水対策を進めます。

3) 地域防災力の向上

災害による被害を防止・軽減するため、地域の防災力の向上を図ります。

① 防災情報体制の強化

災害時の情報収集・伝達を迅速かつ効果的に実施するため、防災行政無線や総合防災情報システムなど防災情報通信体制などの強化に努めます。

② 市民協働による防災活動の推進

(i) 地域の防災力の強化

地域防災コミュニティ計画に基づき、避難経路の設定などの支援を行うとともに、当該計画の継続的な更新などを通じて、自主防災組織による着実な防災活動の展開に努めます。

高齢者をはじめとした避難行動要支援者を含む様々な人々を対象に、防災訓練や啓

発活動を積極的に行い、個人、家庭、地域及び企業などの各レベルで防災意識を高めるとともに、自主防災組織の充実や企業防災の推進と連携の強化に努めます。

また、浸水実績の情報提供をはじめとした防災情報の提供や防災学習の推進などにより、地域防災力の強化を進めます。

(ii) 防災情報の整備による防災意識の高揚

災害ハザードマップをはじめとした防災情報の整備や災害に関する調査研究を進め、より市民にわかりやすい防災情報の提供により市民の注意を喚起し、防災意識の高揚を図ります。

4) 安全・安心なまちづくりの推進

誰もが安全に、安心して生活し、活動することができる都市空間の形成を進めます。

① 子どもや高齢者、障がい者、外国人などへの生活しやすさ・移動しやすさの面での配慮

子どもや高齢者、障がい者、外国人など、誰もが制約なく活動することのできる都市空間の形成に向け、交通施設、公園、公共施設、公的住宅などのバリアフリー化を推進するとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、誰もが安心して生活・活動できるユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。

② 地域生活の安全性の向上

地域住民による犯罪の防止のための自主的な活動と、犯罪の防止に配慮した構造や設備などを有する道路や公園などの整備により、市民協働の防犯まちづくりの推進に努めます。